

議員全員協議会会議録

(令和6年3月29日)

愛 南 町 議 会

愛南町議会議員全員協議会会議録

本日の会議 令和6年3月29日(金)

招集場所 議員協議会室

出席議員

議長	佐々木 史仁	副議長	鷹野 正志
議員	尾崎 恵一	議員	嘉喜山 茂
議員	池田 栄次	議員	吉田 茂生
議員	少林 法子	議員	石川 秀夫
議員	金繁 典子	議員	原田 達也
議員	中野 光博	議員	山下 正敏
議員	那須 芳人	議員	吉村 直城

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	本多 幸雄	主幹	小松 一恵
--------	-------	----	-------

説明のため出席した者

なし

本日の議員全員協議会に付した案件

【議会協議】

- 1 損害賠償請求事件判決について
- 2 その他

開会 10時00分

閉会 10時29分

○鷹野副議長 定刻になりましたので、ただいまから第6回全員協議会を開会いたします。まず最初に、議長、挨拶。

○佐々木議長 皆さん、おはようございます。今日は本当に突然にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。今日の協議事項なんですけど、皆さん御存じのとおり、今朝の朝刊で載りました件をちょっと協議していただきたいと思います。忌憚ない意見を出していただきまして、簡単でございますが、私の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○鷹野副議長 はい、それでは、議事進行を議長のほうでよろしく願いいたします。

○佐々木議長 それでは、次第に沿って入りたいと思います。1番の損害賠償請求事件判決についてを議題とします。

本多事務局長。

○本多事務局長 事務局のほうから事前に説明をさせていただきます。

本日の全員協議会につきましては、損害賠償事件の判決を受けて、議会として控訴する意向があるのか、執行部からの確認がありましたので、開催をするものです。この判決を受け入れるか、控訴するか、2週間という短い期間内に判断をする必要があるため、急遽集まっていたいただきました。

今回の協議については、判決確定前の事件を扱うため、注意が必要です。まず、会議について、傍聴は可能としていますが、判決文については、判決確定前で、裁判の当事者にしか配付されていないことを考慮し、傍聴資料にはしておりません。取扱いには十分注意をしてください。

そして、会議中、判決文の内容に触れる発言はしないようにしてください。議会基本条例の理念に最大限配慮し、会議を公開しておりますので、発言の内容は会議録に記録され、公開されます。発言の内容によっては、関係者の尊厳や利益を損なうことになりかねません。個人名、団体名等は絶対に発言しないようにしてください。

先ほど申し上げたとおり、この会議では、控訴するかどうかの意向確認をさせていただきますが、意見がまとまらない場合は、臨時議会を開き採決することも考えられます。

なお、仮に控訴しないと判断した場合でも、原告が控訴すれば応訴することになりますので、御承知おきください。

以上、事前をお願いをしておきます。

○佐々木議長 ああ、ちょっと待ってください。

ここで暫時休憩します。議員の皆さん、議員控室のほうに移動してもらえますか。

(休憩)

○佐々木議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。損害賠償事件の、賠償請求事件判決についての、控訴するかどうかについてを議題とします。今からちょっと決を採ります。控訴することに……。

(発言する者あり)

○佐々木議長 金繁議員、端的に。はい、どうぞ。

○金繁議員 これ、裁判費用ってどのぐらいかかっているんですか。

○佐々木議長 事務局、分かりますか。

本多事務局長。

○本多事務局長 今回の損害賠償金を含めた額でしたら、65万8,000円程度になります。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 それは弁護士費用全部、最終の報酬まで入れてということによろしいですか。

○佐々木議長 本多事務局長

○本多事務局長 そのとおりです。

○佐々木議長 よろしいですか。

金繁議員。

○金繁議員 先ほどもう議決を採るみたいなことだったんですけど、一応その話合いというのはできないんですかね。一応その、討議の場なので。合議体でしょ、議会っていうのは。合議しないといけないんじゃないですか。議会としての意思を決めるので。

○佐々木議長 今日は議会としての、控訴するかどうかを集まってもらったわけなんですから。協議する場じゃないんですよ。まずそれだけを協議してもらったと思います。

金繁議員。

○金繁議員 議会というのは合議体ですよ。なので合議せずに、結論だけここで言うっていうのは、議会として成り立ちませんよね。

○佐々木議長 ほかの方の意見ありますか。

那須議員。

○那須議員 別に合議体でなくても、個人個人の意思表示をすれば、それが合議体の結果ということになりますので、別にその中身について議論する必要はないと思います。

○佐々木議長 ほかに意見のある方。

はい、少林議員。

○少林議員 中身を議論したり、意見交換しないまますぐに議決をしようとされるんですか。

○佐々木議長 ほかに意見ありますか。

金繁議員。

○金繁議員 先ほど、休憩中に事務局にも確認したんですけど、名前とかね、こう個人、特定の個人を誹謗中傷と受け止められないようにしたいと。で、その、内容に一切触れるなということではないということだったんですね。

なので、もちろん個人名とか団体は一切出しませんし、ただ、判決の内容についてどうするかっていうのはやっぱりちゃんと個人、議員それぞれが考えを述べて合議しないと、最良の、というか適切な結論には至らないと私は考えます。というかそれが議会じゃないですかね。

○佐々木議長 じゃあ、金繁議員、1人ずつ聞いていきましょうか、ね、意見をね。そのほうが早いと思いますね。うん、うん。

はい、山下議員。

○山下議員 皆さん事前にこれ資料配布しとるんで、結構重大なことで、みんな把握して読むと思うんで、私はもうこれ内容を読んで、自分でどっちにするか決めておりますので、もしここで今日意見の言いたい方があったら、議長の許可もらって言ったらいいんじゃないですか。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 一応その理由があつての結論で、で、なぜ議会というのが公開原則、ね、うちも基本条例で公開原則ですけど、やはりその理由、経過がちゃんと町民に分かる形になってこそその結論なんですよ。結論出しても、それは説明責任を果たしたとは言えません。

ですので、これ議論せずに、結論だけ1人ずつが言っていくようなことになれば、また愛南町議会、議会として大丈夫、機能しているのっていうことになると思いますよ。だから、個人を特定しない、誹謗中傷しない前提でしっかりとみんなが考えた上で、一言ずつでもやっぱり理由は、町民に分かる形に説明をして、説明責任を果たすべきだと思います。

○佐々木議長 那須議員。

○那須議員 まあそういうあの言い方もありますけれども、あの、議員が1人1人個人的な見解を述べるということは少ないんですね。

で、この間、3月の定例議会、私と吉村議員は、特別会計は欠席しましたがけれども、じゃあ特別会計の中で、そんなにみんなが質問があつたのか、賛成の質問があつたのか、反対の質問があつたのかって、なかったと思いますよ。で、最終日にはすんなりいったやないですか。予算の勉強会でも、お昼までには済んだというふうに聞いていますよ、ね。ですから、いちいちこの案件に対してっていう、全員の意見を、意思を、確認する必要は私はないと思います。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 それはちょっと場面が違う話で、やっぱり特別会計はちゃんと全員協議会で説明もしてもらいました。で、その中で、これ理事者に対する質問ができる、質疑の話です。

ここは全員協議会で、議会として、議会の議案についてどうしようかというまさに議員同士が話し合わなければならない議案です。町長から議案を出されたものではありません。でするので全く話は別だと思います。

○那須議員 ですから、最初に局長が言われたように、中身については詳細にはできないと、議論できないと。で、事前に配布された内容もみんな把握しとると。だから、もう結局結論だけでも私はいいと思います。そうしてください。それをどうするかというのも、多数決採りますか。

○佐々木議長 吉村議員。

○吉村議員 いろいろ出ていますけども、当初あれしたように、意見のある方、これ言論封じ込めるというのはあれなんで、どうしても、どうしてもいうか、言いたい方は、よほど言葉に注意して、ほいで発言して、それでその方向を出したらどうですか。もうそうする以外ないでしょう。

(発言する者あり)

○佐々木議長 そういう意見がありますが。

中野議員。

○中野議員 僕もそれ言おう思うて。あの、もう発言を止める必要はないんで、言いたい人が言つて、全部が意見がどうかこうとか細かいとこ、意見がない人が言う必要もないと思うし、意見があつたらもうみんなに述べてもらったらいいと思いますよ。挙手して、やってもらったらいいと思います。はい。もう、ああやこうや言うてもらちが明かんで、早くもうそれ

でやったらいいと思います。

○佐々木議長 意見の、御意見のある方。

はい、少林議員。

○少林議員 判決、丁寧に見させていただきました。結果として、憲法という最高法規に4つの点で触れると。表現の自由侵害、請願権の侵害、思想・良心の自由の侵害、プライバシー権の侵害と、これだけのことがありますので、これは受けるべきだと、控訴するべきではないというふうに思います。

○佐々木議長 ほかに意見のある方ありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 同様の議案が、事件が、岐阜地裁で判決出ています。で、これも同じように表現の自由に対する萎縮効果を生じさせるとして、違法だと判断されています。判決が出ています。ですので、この流れが日本の表現の自由に関するこういう事例の判決として定着してきていると、もう流れができてきていると思います。ここで控訴して、また多額のお金、公金を使って町民に負担をかけるよりも、もうこの判決で、控訴をしないというのが私は賢明な判断だと考えます。

○佐々木議長 ほかに意見のある方、ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 意見が出尽くしたようでございます。

それでは、決を採りたいと思います。控訴しないという方、挙手をお願いします。

(挙手)

○佐々木議長 はい、多数であります。よって、今回は、この請求事件に関し、・・・控訴しないということに決定をしました。

町が控訴せずとも、相手が控訴する可能性があります。裁判をすることになるため、本日の協議は以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

(発言する者あり)

○佐々木議長 その他。

はい、那須議員。

○那須議員 以前に、愛南町議会議員の議員報酬を、報酬審議会を開くように町長に言ってくれと言った覚えがあるんですが、その後の経緯についてちょっと説明願います。

○佐々木議長 先日、町長のほうに、上島方式ですか、要望書を、一応議員からそういう要望があるので、行きますよということは町長には言うております。はい。

(発言する者あり)

○佐々木議長 那須議員。

○那須議員 私も冗談で言ったわけではないので、ね、言っただけで反応がない。だから2回目、3回目、ちゃんとやってもらいたいと思いますよ。

もうこだわるのは、今の議員報酬は、愛南町議会の議員報酬ではないんですよ。城辺町議員の議員報酬なんですよ。ですから、合併してもう20年たつんで、そろそろ愛南町議会議員の報酬を決めてもらいたい。合併協議会でもこれは議決されているんですよ。だから、合併協議会で履行されていない、町の名前とか庁舎とかはしましたけども、されていないの

はもう議会議員の報酬ですから、愛南町議会議員の。これは、20年の節目に私はぜひやっ
てもらいたいんで、強く、議長、プッシュしてください。

○佐々木議長 町長のほうから分かったという返事はもらっているんですけど、どこまで分かっ
ているかどうか分からのやけど。まあそれ以上は言えないので。一応は言うております。

○佐々木議長 吉村議員。

○吉村議員 その件は口頭じゃなくて、文書として、議会として、これは、本来の筋は通さない
けん。

○佐々木議長 文書として、そしたら渡すようにします。はい。
それでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○佐々木議長 それでは、以上で本日の協議会を終了いたしたいと思えます。ありがとうございました。
ました。

議長